

公益財団法人京都府スポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	(ア) 長期計画に類するものとして、京都府スポーツ推進計画（10年毎に改定）に基づき取り組んでいる。 (イ) 中期計画としては、5年毎に見直し改定される中間年改定に基づき取り組んでいる。 (ウ) 短期計画としては、毎年度 事業推進の重点及び事業計画を策定している。
〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること。	令和7年度の役員改選で、女性理事の割合が44.1%（15名/34名）となり、目標割合は達成した。（令和6年度 33.3%） 各種委員会については、今年度改選期であり、積極的に若手及び女性の登用を進めた。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) 団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	(ア) 定款において、評議員、役員等について定めている。 (イ) 事務局職員については、公益財団法人京都府スポーツ協会事務局職員服務規程で服務について定めている。 (ウ) 加盟団体については、公益財団法人京都府スポーツ協会加盟団体規程で定めおり、処分規程を盛り込んだ規程に改正し令和5年4月1日から施行した。 今後、評議員、役員及び事務局職員についても、検討していく予定である。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款をはじめ、各種規程を整備している。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	各種規程を整備している。

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	役員に関する「役員及び評議員の報酬に関する規定」「理事会及び評議員会への出席旅費に関する規程（内規）」及び事務局職員の給与等に関する「公益財団法人京都府スポーツ協会給与規程」を整備している。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款第5章（第11条～15条）において、本会の資産・会計について定めている他、各種規程を整備している。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	(ア) スポーツ少年団設置規程において、スポーツ少年団の組織運営に関する規則を定めている。 (イ) 公益財団法人京都府スポーツ協会加盟団体規程第6条において、分担金に関する規則を定めている。 (ウ) 公益財団法人京都府スポーツ協会加盟団体規程第7条・8条において、加盟・脱退に関する規則を定めている。 (エ) 公益財団法人京都府スポーツ協会賛助会規程において、会費等に関する規程を定めている。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	各競技団体が、選考方法を予め関係者に周知徹底していることを条件とし、参加資格が満たしているか確認し、決定している。
〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(ア) 令和2年度からスポーツ・インテグリティ向上委員会を設置し、コンプライアンス強化に繋がる方策を検討している。 (イ) 令和3年度は、加盟団体及び役員を対象に、令和4年度からは各市町村少年団、総合型SCも対象に加えた研修会を毎年開催している。 (ウ) 令和7年度も同様の研修会を予定しており、特に組織運営の健全化について実施する予定。

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	(ア) 令和2年度からスポーツ・インテグリティ向上委員会を設置したところである。 (イ) 令和3年度は、加盟団体及び役員を対象に、令和4年度からは各市町村少年団、総合型SCも対象に加えた研修会を毎年開催している。 (ウ) 令和7年度も同様の研修会を予定しており、特に組織運営の健全化について実施する予定。 (エ) 京都府スポーツ指導者研修会、アンチドーピング研修会、京都府スポーツ少年団指導者研修会を毎年開催している。 (オ) 総合型地域スポーツクラブの組織強化のため、アシスタントマネジャーの研修会を開催する。
〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	(ア) 会計事務所と年間契約しており、日々の指導については、常時受けられる体制となっている。 (イ) 理事等役員と監事との情報共有は、事務局長が中心となり、必要事項については情報共有しているところである。 (ウ) 総務課職員対象に税理士による研修会を実施した。
〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	(ア) 国や助成元における要項の定めに沿って、適切に処理しており、複数体制でチェックをしている。 (イ) 府の監査を受けている。
〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	(ア) 法令で定められている法定備置書類（定款、事業計画書、収支予算書、事業報告、貸借対照表、財産目録、監査報告、役員名簿他）を本会事務所に常備し、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。 (イ) 定款、役員名簿、組織図、事業計画、収入予算、支出予算、事業報告、収支計算書、財産目録をHPで開示している。（http://kyoto-sa.com/）

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選手団名簿をHPで開示している。
〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	本会ガバナンスコードの遵守状況をHPで開示している。
〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により加盟団体及び地方組織等の関係団体との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	(ア) 加盟団体に対し、(公財)日本スポーツ協会等からの通知等について、情報提供している。 (イ) 加盟団体に対しヒアリングを実施した結果、適切に指導、助言できる体制が構築できた。加盟団体からの相談等も、ヒアリングしたことにより増加してきた。 (ウ) 日常的に、加盟団体からの質疑、照会等に対応している。 (エ) 令和5年7月には、加盟団体に対し問題事象発生時の対応について通知した。
〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 加盟団体及び地方組織等の関係団体の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	(ア) 加盟団体に対し、(公財)日本スポーツ協会等からの通知等について、情報提供している。 (イ) 定期的な研修会を開催している。 (ウ) 事務担当者会議等において、コンプライアンス向上に係る研修を取り入れる。 (エ) 令和6年度には、市町村スポーツ協会が開催する研修会に本会事務局長が講師として招聘され、子どものスポーツ環境整備やスポハラ防止を中心に講義した。 (2団体) (オ) スポーツの価値を高めるため、SNSを活用し加盟団体、選手、指導者の取組等を発信しており、徐々にではあるが、フォロワーも増加している。